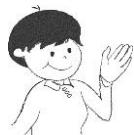


脳損傷後の経過記録

パーソナルノート

27年8月 ちば高次脳機能障害者と家族の会作成
脳外傷友の会コロポックルの了解を得てダウンロード



この冊子は、大和証券福祉財団ボランティア活動助成を受けて
脳外傷友の会コロポックルが製作しました

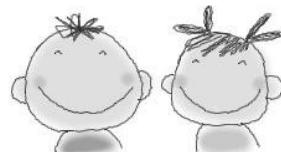
◆ はじめに

～このノートを所有される方へ～



- ・このノートには、あなたについて大切なことが書いてあります
- ・あなたが読んで辛いことも含まれているかもしれません
- ・すぐには納得できないこともあるかもしれません
- ・でも、どれも、あなたとまわりの人たちをつなぐために、なくてはならないことなのです
- ・まわりの人たちが、あなたを大切に思う気持ちの詰まったノートです
- ・あなた自身も、このノートを大切にしてほしいと思います

ありがとう ❤



◆パーソナルノートご利用のお願い

～ 支援を必要としている人を見過ごさないために ～

1. パーソナルノートの目的

高次脳機能障害は脳の損傷によっておこる後遺症の一つです。救急救命医療の進歩によりこの後遺症を抱えて生活している人たちが増えています。

このノートは、脳損傷により自分のことをうまく伝えられない人たちが、効率よく情報伝達を行えるよう作成しました。目的は以下の通りです。

- ① 自分のことを分かってもらうための記録
- ② 年金や手帳等の更新時期を、忘れないための記録
- ③ 診断書など重要書類を、一まとめに保存できるファイル
- ④ 困った時に相談する場所、連絡先が分かる記録

2. 活用方法 ～ サービス利用の際に

高次脳機能障害の特徴や症状を少しでも理解していただき、必要な支援が分かるように医療・福祉・生活の情報を分類、整理してあります。新たな支援を受ける時などは参考資料として活用してください。また「生活の状況・自立度」は年金診断書作成の参考になるような項目になっています。受診の時はコピーし医師へ渡すなど活用できます。

福祉制度は複雑な手続きを必要としています。申請、更新の状況が分かりやすいように一覧表にしました。現在利用している福祉制度を確認し、更新の忘れないかチェックしましょう。

3. 記入方法 ～ 誰が・いつ・どのように

このノートは、家族が記入することを基本にしています。将来のために自己管理を目指していますが、記入が難しい部分は支援者のアドバイスを受けながら記入してください。継続して関わっている支援者には、定期的に見てもらうと良いでしょう。

このノートは、自分の状況に合わせ追加や削除してお使いください。必要な情報や診断書の写しなど、大事な書類はこのファイルと一緒に入れて保存すると便利です。

追加が必要なページはコピーしてお使いください。新しい用紙が必要な場合は脳外傷友の会コロポックルにお問い合わせいただくか、コロポックルホームページよりダウンロードし入手することができます。

4. 支援の皆様にお願い

高次脳機能障害の当事者は生涯に渡って、何らかの見守りや支援を必要としております。年齢や環境によって課題となることが変化して行きます。将来当事者が自立した生活を送るために、皆様のご理解とご支援をよろしくお願ひします。

このノートは支援のための情報共有を目的として作成しました。
個人情報の取り扱いには充分にご配慮願います。



目 次

パーソナルノートを所有される方へ	1
パーソナルノートご利用のお願い	2
高次脳機能障害について	4
緊急時の情報	5
今までの経過（基本情報・医療情報）	6
気になる症状	9
生活の状況・自立度	10
福祉制度等の覚書	13
生命保険・損害保険の覚書	19
私からお願いしたいこと	20
生活・受診の覚書	21
連絡先（私と関わっている機関）	23
支援機関一覧	24



高次脳機能障害とは

脳の一部が損傷されると、脳神経のネットワークシステムに支障をきたし、物を考えたり判断したり、行動したりという高次な脳の機能が障害されることがあります。

様々な原因の結果生じる後遺症を、高次脳機能障害といいます。

身体に麻痺などは少ないため、外見上見えにくいこの障害は、周囲から理解されにくく、日常生活、社会生活の中で様々な障壁となります。損傷され失われた脳の復元はかないませんが、自立のためには他の機能を活用し新たな方法で生活を再構築して行く必要があります。

◆ 原因

交通事故、転落事故、スポーツ事故などの頭部外傷
脳出血、脳梗塞、くも膜下出血などの脳血管疾患
低酸素脳症、ウイルス性脳炎・脳症、脳腫瘍など



◆ 症状・後遺症

脳の損傷の場所や程度、年齢によって現れる症状は様々です。

生活の中で現れる主な症状は以下の通りです。多くの場合複数の症状が重なり合って、生活の障害となって現れます。

記憶障害

新しいことを覚えられない
同じ事を何度も聞く
大事な事が覚えられない

感情のコントロール障害

些細なことで怒り出す、キレやすい
気分の波が大きく、不安定な状態
急に泣く、場違いなところで笑い出す

注意障害

同時に二つ以上の事ができない
見落としが多くなった
たくさんの情報の処理ができなくなった

退行、依存性・固執性

自分で出来ることも人に頼る
子供っぽくなつた こだわりが強く、
行動を変えられない

遂行機能障害

段取りがわるい
見通しが持てず、計画性がない
柔軟性がない、融通が利かない

言語の障害

言葉が出にくい、時間がかかる。発音が不明瞭になった。言葉の理解が難しくなった
文字が書けなくなった、計算ができない

病識欠如

自分の障害を認識できない
自分の力量以上の事を引き受ける
症状の変化を伝える事ができない

視覚認知の障害（半側空間無視・半盲）

左側によくぶつかる。左側の文字を無視する
視野が狭くなった。見える範囲が狭くなつた

子どもの場合

学校の成績が落ちた
気が散りやすい
授業中じっとしていられない
友達との約束が守れない

その他、
何もする気が起きない、人が変わつた、
眠れない、生活の乱れ・・・・など

● 緊急時の情報

記入日： 年 月 日

私の情報	ふりがな 氏名：		
	性別：男・女		
	生年月日：昭和・平成 年 月 日 生 血液型：Rh ()		
	住所： 電話番号：(自宅) (携帯)		
緊急連絡先	氏名 (続柄)	電話番号	
	① ()	(自宅・勤務先)	
	② ()	(自宅・勤務先)	
	③ ()	(自宅・勤務先)	
保証人等	氏名：() 電話番号：		
	住所：		
かかりつけ病院	病院名	診療科	電話番号
医療上の留意点	<input type="checkbox"/> アレルギー (有・無)		<input type="checkbox"/> 麻痺 (有・無)
	内容：		部位：
	<input type="checkbox"/> てんかん (有・無)		
	最後に発作は 年 月 ころ		
	<input type="checkbox"/> 内服薬 (有・無)		

●今までの経過（基本情報・医療情報）

◆受傷・発症の経過◆

受傷・発症時の状況・診断名	(年 月 日)
（記入欄）	
（記入欄）	
（記入欄）	
（記入欄）	
受傷・発症後の経過（医療リハビリテーション・介護などの経過）	
（記入欄）	

◆ 今までにかかった主な病気 ◆

かかった年	年齢	主な病名や治療、病院名など

◆ 特記事項 ◆

特記すべき成育歴
学歴
職歴
特技・趣味など

◆ 家族構成 ◆

氏名	続柄	同居・別居	備考（住所、主な介護者、関係性など）

● 気になる症状

□にチェックをしてください。当てはまらない場合は「その他」の欄にお書きください

記入日： 年 月 日

記入者：

症 状	具体的な内容	
<input type="checkbox"/> 記憶障害	<input type="checkbox"/> 少し前のこと思い出しにくくなった <input type="checkbox"/> 新しいことを覚えにくくなった	<input type="checkbox"/> 記憶が時々抜けてしまう <input type="checkbox"/> 思い出せないことが多くなった
<input type="checkbox"/> 注意障害	<input type="checkbox"/> 注意や集中の持続が難しくなった <input type="checkbox"/> たくさんの情報の中から、大事なことを選ぶのが苦手になった <input type="checkbox"/> 同時に複数のことをすると、どれか忘れてしまうことがある	<input type="checkbox"/> 気が散りやすくなつた
<input type="checkbox"/> 遂行機能障害	<input type="checkbox"/> 時間に合わせた行動や準備が難しくなつた <input type="checkbox"/> 先を見通した行動がとれなくなつた <input type="checkbox"/> 予定が重なると調整したり、対応が出来なくなつた	<input type="checkbox"/> 機転が利きにくくなつた
<input type="checkbox"/> 易疲労	<input type="checkbox"/> 疲れやすくなつた	<input type="checkbox"/> 行動に時間がかかるようになつた
<input type="checkbox"/> 意欲・発動性低下	<input type="checkbox"/> やる気が出ない <input type="checkbox"/> 他人に興味がなくなつた	<input type="checkbox"/> 会話について行くのが大変になつた <input type="checkbox"/> 考えや言葉が浮かばなくなつた
<input type="checkbox"/> 退行・依存性	<input type="checkbox"/> 言動が幼くなつた <input type="checkbox"/> 一人では外出しなくなつた	<input type="checkbox"/> すぐ人に頼るようになつた <input type="checkbox"/> 服装に無頓着になつた
<input type="checkbox"/> 固執性	<input type="checkbox"/> 一つのことが気になると、気持ちの切り替えに時間がかかる <input type="checkbox"/> 一旦決めた行動を、変えるのが難しくなつた <input type="checkbox"/> こだわりが強くなつた	<input type="checkbox"/> 自ら新たな課題は取り組めない
<input type="checkbox"/> 感情コントロール障害 脱抑制	<input type="checkbox"/> 待たされると我慢が出来なく、イライラしやすい <input type="checkbox"/> 後先の事を考えず行動発言してしまう <input type="checkbox"/> 精神的に不安定になりやすい	<input type="checkbox"/> 欲求が抑えにくい <input type="checkbox"/> 些細なことで腹がたつ
<input type="checkbox"/> 病識欠如	<input type="checkbox"/> 自分の障害や症状と言われてもぴんとこない <input type="checkbox"/> 自分では受傷(発症)前と変わっていないと感じている <input type="checkbox"/> 周囲から危険と言われても、自分では安全と思つてしまふ	
<input type="checkbox"/> 談話障害	<input type="checkbox"/> 話が回りくどい、伝わりにくくなつた <input type="checkbox"/> 場に合わない発言をしてしまう	<input type="checkbox"/> 会話についていけない
<input type="checkbox"/> 失語・構音障害	<input type="checkbox"/> 言葉が出にくい。時間がかかる <input type="checkbox"/> 言葉の理解が難しくなつた <input type="checkbox"/> 文字の読み書きが難しくなつた	<input type="checkbox"/> 発音が不明瞭になつた <input type="checkbox"/> 計算ができなくなつた
<input type="checkbox"/> 視覚認知の障害 (半側空間無視・半盲など)	<input type="checkbox"/> 左側にあるものを見つけられない <input type="checkbox"/> 左側によくぶつかる	<input type="checkbox"/> 左側の文字を読み飛ばす <input type="checkbox"/> 見える範囲が狭くなつた
<input type="checkbox"/> その他		

● 生活の状況・自立度

このページは自分の症状や障害状況を、支援者に理解してもらうためのものです。

この項目は精神障害者保健福祉手帳・年金の診断書に準じた内容になっています。年金申請時に今の状態を反映できるよう、このページを医師に見てもらうなど活用してください。変化があった時や数年ごと定期的にチェックをして、今の状態を理解するのに役立ててください。支援者が何を手助けすれば良いか分かりやすくするために、チェックリスト形式になっています。

筆記入に当たって

書き方

- ◎ 質問項目ごとに1～4段階で、最も当てはまるものに○をつけてください
- ◎ チェックのみでは伝わりにくい内容は、具体的に備考や特記事項に記入してください
- ◎ 備考欄の（有・無）は該当するものに○をつけてください

評価の基準、文言の説明

1. 自発的にできる ----- 本人が自発的にその行為を支障なく実施できること
2. 自発的にできるが援助が必要 ----- 自発的に行うが、見守り、声かけや促し、一部の援助が必要であること
3. 援助があればできる ----- 全般的な援助がなければ、その行為が実施できない
4. できない ----- その行為を行うことが困難であること



留意する点

★ 「本人が単身で生活するとしたら」可能かどうか を判定します



★ チェックリストにおける「できる」とは

「適切な判断、準備、実施、片付けの全てが可能である」ことを指します

例えば…

食事ができる ----- 一日に必要な栄養のバランスを考え、自ら準備して食べ片付けが自発的に行えること

身体の清潔・入浴ができる ----- 必要な回数の洗面、洗髪、入浴など身体の清潔を保つことができる。また準備から後片付けまで自発的に行えること

通院ができる ----- 定期的に通院が行え、病状の変化などを主治医に伝えられること

安全管理・危機対応ができる ----- 事故など危険から身を守ることができ、困ったときに周りの人に援助を求める（相談する）こと

◆ 私（名前）

) の生活の状況・自立度 ◆

記入日： 年 月 日

記入者：

項目	1. 自発的にできる	2. 自発的にできるが援助が必要	3. 援助があればできる	4. できない	備 考
移動・歩行	1	2	3	4	道に迷う（有・無）
食事	1	2	3	4	
排泄（尿）	1	2	3	4	
排泄（便）	1	2	3	4	
身体の清潔・入浴	1	2	3	4	
整容・着替え	1	2	3	4	
睡眠	1	2	3	4	睡眠薬（有・無）
買い物	1	2	3	4	
掃除・洗濯	1	2	3	4	
服薬管理	1	2	3	4	定期服薬（有・無）
通院	1	2	3	4	
交通機関利用	1	2	3	4	
金銭管理	1	2	3	4	
電話・連絡	1	2	3	4	
会話・意思疎通	1	2	3	4	
安全管理・危機対応	1	2	3	4	
社会的手続き	1	2	3	4	
その他、日常生活の特記事項					

今までの経過

気になる症状

生活の状況

福祉制度等の覚書

お願いしたいこと

生活・受診の覚書

連絡先

支援機関一覧

◆ 私（名前）

) の生活の状況・自立度 ◆

記入日： 年 月 日

記入者：

項目	1. 自発的にできる	2. 自発的にできるが援助が必要	3. 援助があればできる	4. できない	備 考
移動・歩行	1	2	3	4	道に迷う（有・無）
食事	1	2	3	4	
排泄（尿）	1	2	3	4	
排泄（便）	1	2	3	4	
身体の清潔・入浴	1	2	3	4	
整容・着替え	1	2	3	4	
睡眠	1	2	3	4	睡眠薬（有・無）
買い物	1	2	3	4	
掃除・洗濯	1	2	3	4	
服薬管理	1	2	3	4	定期服薬（有・無）
通院	1	2	3	4	
交通機関利用	1	2	3	4	
金銭管理	1	2	3	4	
電話・連絡	1	2	3	4	
会話・意思疎通	1	2	3	4	
安全管理・危機対応	1	2	3	4	
社会的手続き	1	2	3	4	
その他、日常生活の特記事項					

● 障害者手帳・年金・福祉制度の覚書

利用しているものを (チェック) し、次回の更新年月日を記入しましょう

詳細は、お住まいの地域の市役所、区役所、各関係機関にお問い合わせください
市町村によって、適応やサービスが異なることがあります

◆ 福祉や医療の制度を使いやすくする障害者手帳制度 ◆

制度		制度の種別、概要、対象者	現在の利用状況
障 害 者 手 帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	四肢・体幹の肢体不自由、視覚、聴覚、言語など定められている障害のある人	等級： 級 次回判定：有（ 年 月 ） 無 診断元：
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	高次脳機能障害の場合、記憶、認知などの障害により、生活に支障がある人	等級： 級 有効期限： 年 月 日 ※2年間有効 診断元：
	<input type="checkbox"/> 療育手帳	18歳未満の受傷・発症による、知的や発達の障害のため日常生活に福祉的配慮が必要な人	判定： 判定 次回判定： 年 月 診断元：
	申請要件	<ul style="list-style-type: none"> 初診日から半年以上を経過した時点、又は医師が症状固定と診断し、医師の診断が各障害等級に該当した場合 療育手帳は、児童相談所又は更生相談所で知的障害の判定を受けた場合 	
	制度の活用	<p>障害種別や等級、収入等、一定の要件を満たす場合は税金の控除や減免、公共施設や民間サービスの割引が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 税金の控除・減免：所得税、住民税、自動車税など 公共料金等の減免：NHK受信料・公共施設利用・携帯電話など 交通費の助成（市町村により異なる）、公共交通機関等の運賃の割引 <p>福祉制度等の利用が簡素化できる場合がある。</p>	
	申請先	区役所・市町村役場	

◆ 医療にかかわる制度 ◆

制度	制度の種別、概要、対象者	現在の利用状況
医療保険制度	<p>収入に応じた保険料を支払い、医療を受けた時に保険から医療費の一定割合が支払われる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 共済保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度 … 75歳以上、一定の障害のある65～74歳 <input type="checkbox"/> 労災保険 … 仕事中に発生した傷病（療養（保障）給付） <input type="checkbox"/> 自賠責保険 … 自動車事故被害者 <input type="checkbox"/> 医療扶助 … 生活保護受給者 	
自立支援医療	<p>障害により継続した通院医療が必要とされたり、障害が軽減すると判断された場合に医療費の助成を受けられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 精神通院医療 … 通院加療を要する精神疾患 <input type="checkbox"/> 更生医療 … 18歳以上の治療効果がある身体障害 <input type="checkbox"/> 育成医療 … 18歳未満の治療効果がある身体障害 <p>注意 ○自己負担額：1割（世帯の所得に応じ負担上限あり） ○精神通院医療は毎年の更新が必要（診断書は2年毎に提出）</p> <p>申請先 区役所・市町村役場</p>	有効期限： 年 月 日 診断元：
重度心身障害者医療費助成	<p>市町村が定める基準に該当する重度障害者に該当した場合に医療費の助成を受けられる</p> <p><input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成 ※多くの自治体の基準は、下記のいずれか ・身体障害者手帳：1～2級（内部障害は3級） ・療育手帳：判定Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2 ・精神障害者保健福祉手帳：1級</p> <p>注意 ○自己負担額（1～3割）を助成 ○世帯の所得やその他の基準により異なる ○市町村により基準が異なる</p> <p>申請先 区役所・市町村役場</p>	有効期限： 年 月 日 診断元：

◆ 生活資金の補償等の制度 ◆

制度	制度の種別、概要、対象者	現在の利用状況
傷病手当金	<p>各健康保険の加入者が、業務外の傷病や負傷によって仕事に就けないとき、休業中の賃金の一部を補償</p> <p><input type="checkbox"/> 傷病手当金</p> <p>支給要件 ①業務外の負傷又は疾病のため、自宅療養も含め労働不能の場合 ②連続する3日間を含め4日以上労働に服せない場合 ③給与の支払いがない場合</p> <p>注意 ○支給期間：最長1年6ヶ月 ○支給額：1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額</p> <p>申請先 勤務先の企業・事業所（加入の保険組合）</p>	<p>受給開始： 年 月 日</p>
年金制度など	<p>障害年金…身体または精神に種々の症状がある場合に支給される年金。程度により判定される。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害基礎年金（1～2級）…国民年金被保険者 <input type="checkbox"/> 障害厚生年金（1～3級）…厚生年金適用の会社に勤務する者 <input type="checkbox"/> 障害共済年金（1～3級）…公務員・私立学校教員等</p> <p>受給要件 障害年金受給には、以下の要件が必要 ①初診日に年金被保険者である、又は20歳未満である ②保険料納付要件を満たしている ③初診から1年半が経過、又は症状固定と診断されている ④障害等級に該当している</p> <p>注意 ○申請・更新には医師の診断書が必要 ※初回申請は、日常生活の状況申立書を記入 ○保険料国民年金納付免除制度：納付困難な時は窓口で相談 ○65歳以上の方は申請できない</p> <p><input type="checkbox"/> 老齢（基礎・厚生・共済）年金 ※障害年金受給者は、どちらか多い方を選択できる</p> <p>申請先 ○基礎年金 → 区役所・市町村役場・年金事務所（第3号被保険者の場合） ○厚生・共済年金 → 所管の年金事務所・共済組合</p>	<p>等級： 級 次回判定： 年 月 診断元：</p>
労災保険・労災年金	<p>労働者災害補償保険…業務上災害又は通勤災害が原因で、負傷や疾病にかかった場合に補償を受けられる</p> <p><input type="checkbox"/> 療養(補償)給付：必要な医療や治療を受けられる制度 <input type="checkbox"/> 休業(補償)給付：傷病のため休業する場合の賃金補償 <input type="checkbox"/> 障害(補償)給付：負傷や疾病が治った後、等級に該当する障害が残った場合、一時金又は年金を給付 <input type="checkbox"/> 介護(補償)給付：一定障害が残り、介護が必要な場合に給付 <input type="checkbox"/> アフターケア制度：症状固定後に再発や後遺症に伴う新たな病気を防ぐための、診療、保健指導、検査等</p> <p>注意 ○「治った」とは、傷病の症状が安定し医療の効果が期待できない状態 ○上記以外にも給付あり</p> <p>申請先 労働基準監督署</p>	<p>有効期限： 年 月 日 アフターケア（年1回）： 年 月 日</p>

今までの経過 — 気になる症状 — 生活の状況 — 福祉制度等の覚書 — お願いしたいこと — 生活・受診の覚書 — 連絡先 — 支援機関一覧

制度	制度の種別、概要、対象者	現在の利用状況
自動車保険	<p>自動車事故によって受傷した場合に、治療費・看護料・入院諸費用・休業損害慰謝料、後遺障害等の補償</p> <p><input type="checkbox"/> 自賠責保険：ケガ120万円まで、後遺障害4000万円まで（除自損）</p> <p><input type="checkbox"/> 任意保険：自賠責保険で不足した額の上乗せ（加入プラン確認）</p> <p>申請先 各保険会社</p>	
自動車事故対策機構（ナスバ）	<p>自動車事故対策機構（N A S V A : ナスバ）の交通事故被害者支援 …自動車事故が原因で重度の後遺障害を負ったため、常時・随時介護を必要とする方への介護料の支給</p> <p><input type="checkbox"/> 介護料支給、短期入院（入所）費用助成</p> <p>注意 条件あり。詳細はホームページ http://www.nasva.go.jp</p> <p>申請先 独立行政法人自動車事故対策機構</p>	受給開始： 年 月 日
生活保護制度	<p>障害や病気などにより就労が困難、又は、収入があっても国が定めた基準を下回る人に最低限度の生活を保障する制度</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護</p> <p>注意 活用できる資産を使い、身内が援助不可能な場合</p> <p>申請先 区役所・市町村役場</p>	受給開始： 年 月 日

◆ 生活を充実させる福祉サービスの制度 ◆

制度	制度の種別、概要、対象者	現在の利用状況
障害者総合支援法	<p>障害のある人に対して、市町村が判断する障害程度の区分をもとに、地域生活に必要なサービスが受けられる。</p> <p>①自立支援給付</p> <p><input type="checkbox"/> 介護給付 … 介護の支援を受ける場合</p> <p>訪問系サービス 　居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護 日中活動系サービス 　短期入所、生活介護など 居宅系サービス 　施設入所介護、共同生活介護（ケアホーム）など</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練等給付 … 訓練等の支援を受ける場合</p> <p>日中活動系サービス 　就労移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練 居宅系サービス 　共同生活援助（グループホーム）</p> <p>②地域生活支援事業（地域により異なる）</p> <p>相談支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援など</p> <p>注意 利用料1割負担（所得に応じた負担上限額あり）</p> <p>申請先 区役所・市町村役場</p>	<p>介護給付 区分： 有効期限： 年 月 日 利用サービス内容： 計画相談支援事業所：</p> <p>訓練等給付 区分： 有効期限： 年 月 日 利用サービス内容： 計画相談支援事業所：</p>

制度	制度の種別、概要、対象者	現在の利用状況
介護保険	<p>寝たきりなどで介護が必要、または、必要になる恐れがあると判断された場合、段階に応じたサービスが受けられる</p> <p><input type="checkbox"/> 65歳以上の人 : 第1号被保険者 <input type="checkbox"/> 40~64歳で高次脳機能障害者では脳血管疾患の患者 : 第2号被保険者</p> <p>サービスの種類</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護(1・2・3・4・5)認定の場合 居宅サービス：訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス等 施設サービス：施設入所介護</p> <p><input type="checkbox"/> 要支援(1・2)認定の場合 介護予防サービス：介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス等</p> <p>申請の流れ ①利用申請 ⇒ ②要介護の認定 ⇒ ③サービス等利用計画作成・サービス利用</p> <p>注意 利用料1割負担(所得により2割負担)</p> <p>申請先 区役所・市町村役場</p>	<p>区分：要支援・要介護() 有効期間：年月日 サービス計画作成機関：</p>
日常生活自立支援事業	<p>判断力に支障がある人が、地域で自立した生活ができるように、福祉サービスの利用や日常生活の管理の手伝いを行う</p> <p><input type="checkbox"/> 日常的な生活支援サービス(基本サービス) … 福祉サービスの情報や手続きの支援、書類の内容確認</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭管理サービス(選択サービス) … 公共料金の支払いや預金を金融機関で払い戻し等の日常生活内の相談・支援を行う</p> <p><input type="checkbox"/> 財産保全サービス(選択サービス) … 年金証書、定期預金などの日常的に使用しない書類を貸金庫で預かる</p> <p>注意 ○契約に基づくサービス ○利用料金の負担あり</p> <p>申請先 各市町村社会福祉協議会</p>	<p>利用開始：年月日</p>
成年後見制度	<p>判断能力が不十分な人を保護・支援するため、選任された後見人等が本人を代理して、契約などの法律行為や不利益な法律行為の取り消しなどを行う制度</p> <p>法定後見：判断力が衰えた後に契約する</p> <p><input type="checkbox"/> 補助…大体のことは判断できるが、難しい事項については援助が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 保佐…簡単なことは判断できるが、重要な事項については援助が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 後見…判断がほとんどできない</p> <p>任意後見：判断力があるうちに契約する</p> <p>注意 本人・家族等が家庭裁判所に申し立てを行う。</p> <p>申請先 家庭裁判所</p>	<p>利用開始：年月日 後見人等：</p>

◆ 利用中の制度・サービスの更新時期一覧 ◆

ほとんどの制度は、有効期限の2～3カ月前から、更新の受け付けをしています。

早めの申請を心がけましょう

利用している制度・サービス	申請先	有効期限	申請済チェック
		年 月まで	
注意事項など			

● 生命保険・損害保険の覚書

Ⓐ 保険証書を確認して記入してください。

給付金請求には所定の診断書が必要になる場合があります。

詳しくは、各保険担当者に確認してください。

記入日： 年 月 日

保険会社名 (担当者)	保険の種類、給付内容、特約など
	連絡先
	備考
保険会社名 (担当者)	保険の種類、給付内容、特約など
	連絡先
	備考
保険会社名 (担当者)	保険の種類、給付内容、特約など
	連絡先
	備考
備考	

● 私からお願ひしたいこと

自分のことを知ってもらうためのページです。自由にお書きください。

- ★ 自己アピール、得意なこと、苦手なこと、希望や願い
- ★ 支援者に伝えたいこと、お願いしたいことなど

例) いっぺんにたくさんのことと言われると混乱します

聞き取るのが苦手なので、ゆっくり一言ずつ言ってください

午前中はあまり機嫌がよくありません

疲れやすいので、1時間に1回くらい声掛けしてもらえると助かります

● 生活・受診の覚書

病院での説明や変化のことなどを記録しておきましょう。

いつ、誰から言われたのかなど、支援者の意見やアドバイスもこの欄に記入してください

日／場所	その時の状態、医師や支援者の説明、薬の変更など	疑問点・確認事項
年 月 日	例) 朝方失禁が続く。 ○月○日△△泌尿器科を受診し膀胱の収縮を抑え る薬を2種処方された。腸の動きが悪くなる可能 性あるため、排便回数も要観察。	便秘改善のため 下剤・整腸剤な どの処方を検討 してもらう
年 月 日		

日／場所	その時の状態、医師や支援者の説明、薬の変更など	疑問点・確認事項
年 月 日		

● 連絡先（私と関わっている機関）

関わりがある福祉の機関について、記入してください。

生活や仕事の相談室や、日中通っている施設、ヘルパーステーションなど

機関名 (担当者)	TEL	住所
	備考（支援内容・頻度など）	
機関名 (担当者)	TEL	住所
	備考（支援内容・頻度など）	
機関名 (担当者)	TEL	住所
	備考（支援内容・頻度など）	
機関名 (担当者)	TEL	住所
	備考（支援内容・頻度など）	
機関名 (担当者)	TEL	住所
	備考（支援内容・頻度など）	
備考		

● 支援機関一覧

支援拠点機関

千葉	千葉リハビリテーションセンター 高次脳機能障害支援センター 043-291-1831	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2
東葛	旭神経内科リハビリテーション病院 047-385-5566	〒171-0022 松戸市栗ヶ沢 789-10
南房総	亀田リハビリテーション病院 04-7093-1400	〒296-0041 鴨川市東町 975-2

家族会

No	会の名称	代表者	連絡先
1	ちば高次脳機能障害者と家族の会	世話人 角田 義規	090-4249-3815
2	東葛菜の花高次脳機能障害者と家族の会	代表 大寺 龍彦	047-397-6360
3	南房総高次脳機能障害者家族と支援者の会	代表者 石黒 裕美	0470-40-7222
4	高次脳機能障害若者の会ハイリハちば	代表 石原さとみ	0476-33-3081

市区町村担当課

No	読み	市町村名	障害福祉担当課	電話	住所
1	あ	旭市	社会福祉課	0479-62-1212	〒289-2595 旭市二 1920
2	あ	我孫子市	障害福祉支援課	04-7185-1111	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858
3	い	いすみ市	福祉課	0470-62-1111	〒298-8501 いすみ市大原 7400-1
4	い	市川市	障害者支援課	047-334-1111	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1
5	い	市原市	障がい者支援課	0436-22-1111	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1
6	い	印西市	障がい福祉課	0476-42-5111	〒270-1396 印西市大森 2364-2
7	う	浦安市	障害福祉課	047-351-1111	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1
8	お	大網白里市	社会福祉課	0475-70-0300	〒299-3292 大網白里市大網 115-2
9	か	柏市	障害福祉課	04-7167-1111	〒277-8505 柏市柏 5-10-1
10	か	勝浦市	福祉課	0470-73-1211	〒299-5292 勝浦市新官 1343-1
11	か	香取市	社会福祉課	0478-54-1111	〒287-8501 香取市佐原口 2127
12	か	鎌ヶ谷市	障がい福祉課	047-445-1141	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
13	か	鴨川市	福祉課	04-7092-1111	〒296-8601 鴨川市横渚 1450
14	き	木更津市	障害者福祉課	0438-23-7111	〒292-8501 木更津市潮見 1-1
15	き	君津市	障害福祉課	0439-56-1581	〒299-1192 君津市久保 2-13-1
16	さ	佐倉市	障害福祉課	043-484-1111	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97
17	し	白井市	社会福祉課	047-492-1111	〒270-1492 白井市復 1123
18	た	館山市	社会福祉課	0470-22-3111	〒294-8601 館山市北条 1145-1
19	ち	千葉市	障害者自立支援課	043-245-5111	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1
20		中央区	中央保険福祉センター 高齢障害支援課	043-221-2111	〒260-8733 千葉市中央区中央 3-10-8
21		花見川区	花見川保険福祉センター 高齢障害支援課	043-275-6111	〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂 1-1
22		稲毛区	稲毛保険福祉センター 高齢障害支援課	043-284-6111	〒263-8733 千葉市稲毛区穴川 4-12-1
23		若葉区	若葉保険福祉センター 高齢障害支援課	043-233-8111	〒264-8733 千葉市若葉区桜木北 2-1-1
24		緑区	緑保険福祉センター 高齢障害支援課	043-292-8111	〒266-8733 千葉市緑区おゆみ野 3-15-3
25		美浜区	美浜保険福祉センター 高齢障害支援課	043-270-3111	〒261-8733 千葉市美浜区真砂 5-15-1

No	読み	市町村名	障害福祉担当課	電話	住所
26	ち	銚子市	障害福祉課	0479-24-8181	〒288-8601 銚子市若宮町 1-1
27	と	東金市	社会福祉課	0475-50-1111	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1
28	と	富里市	社会福祉課	0476-93-1111	〒286-0292 富里市七栄 652-1
29	な	流山市	障害者支援課	04-7158-1111	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1
30	な	習志野市	障がい福祉課	047-451-1151	〒275-8601 習志野市鷺沼 1-1-1
31	な	成田市	障がい者福祉課	0476-22-1111	〒286-8585 成田市花崎町 760
32	の	野田市	障がい者支援課	04-7125-1111	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1
33	ふ	富津市	障害福祉課	0439-80-1222	〒293-8506 富津市下飯野 2443
34	ふ	船橋市	障害福祉課	047-436-2111	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
35	ま	松戸市	障害福祉課	047-366-1111	〒271-8588 松戸市根本 387-5
36	み	南房総市	社会福祉課	0470-33-1021	〒299-2492 南房総市富浦町青木 28
37	も	茂原市	障害福祉課	0475-23-2111	〒297-8511 茂原市道表 1
38	や	八街市	障がい者福祉課	043-443-1111	〒289-1192 八街市八街ほ 35-29
39	や	八千代市	障害者支援課	047-483-1151	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5
40	よ	四街道市	障害者支援課	043-421-2111	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
41	い	一宮町	福祉健康課	0475-42-2111	〒299-4396 長生郡一宮町一宮 2457
42	お	大多喜町	健康福祉課	0470-82-2111	〒298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜 〒93
43	お	御宿町	保健福祉課	0470-55-2111	〒299-5192 夷隅郡御宿町須賀 1522
44	き	鋸南町	保健福祉課	0470-55-2111	〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間 3458
45	く	九十九里町	健康福祉課	0475-70-3162	〒283-0195 山武郡九十九里町片貝 4099
46	こ	神崎町	保健福祉課	0478-72-2111	〒289-0292 香取郡神崎町神崎本宿 163
47	さ	栄町	福祉課	0476-95-1111	〒270-1592 印旛郡栄町安食台 1-2
48	し	酒々井町	健康福祉課	043-496-1171	〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台 4-11
49	し	芝山町	福祉保健課	0479-77-3901	〒289-1692 山武郡芝山町小池 992
50	し	白子町	保健福祉課	0475-33-2111	〒299-4292 長生郡白子町閑 5074-2
51	た	多古町	保健福祉課	0479-76-2611	〒289-2292 香取郡多古町多古 584
52	ち	長生村	福祉課	0475-32-2111	〒299-4394 長生郡長生村本郷 1-77
53	ち	長南町	保健福祉課	0475-46-2111	〒297-0192 長生郡長南町長南 2110
54	と	東庄町	健康福祉課	0478-86-1111	〒289-0692 香取郡東庄町笹川い 4713-131
55	な	長柄町	住民課	0475-35-2111	〒297-0298 長生郡長柄町桜谷 712
56	む	睦沢町	健康福祉課	0475-44-1111	〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷 1650-1
57	よ	横芝光町	福祉課	0479-84-1211	〒289-1793 山武郡横芝光町宮川 11902

◆ 電話番号・名称等は変更になる場合があります。関連機関に直接ご確認ください。 ◆

遺失時の連絡先

氏名		電話	

**このパーソナルノートは、「ちば高次脳機能障害者と家族の会」がコロポックルの了解を得て
ダウンロードの上、作成しました。（平成 27 年）**

平成 25 年 12 月 16 日発行
平成 26 年 9 月 1 日改訂

脳損傷後の経過記録 パーソナルノート

製作・発行 脳外傷友の会コロポックル パーソナルノート製作実行委員会

〒062-0051 札幌市豊平区月寒東 1 条 17 丁目 5-39

TEL : 011-858-5600 FAX : 011-858-5696

E-mail : koropokkuru@mail.goo.ne.jp

◎ この冊子をご希望の方は、上記までお問い合わせください。

◎ なお、追加用紙はコロポックルホームページ (<http://www.f3.dion.ne.jp/~koropo/>) より
ダウンロードできます。

- ◎このノートは大切な個人情報が記載されています。決して失くさないように、ご自身の責任で保管してください。
- ◎万一、このノートを拾われた方は、この裏に記載の連絡先までご連絡ください。